

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

1 いじめの防止のための措置

(1) 学級担任、副担任、教科担任等

- ① 常にいじめの問題に関心を持たせ、「いじめは人間として絶対に許さない」という強い雰囲気や学級全体に醸成
- ② 「知っている」「見て見ぬふり」もいじめの肯定であると理解させ、傍観者の撲滅といじめを抑止する正しい心を持った生徒の育成
- ③ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりの推進
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめの助長につなげないためのいじめに対する自己研鑽

(2) 教育相談担当教員、養護教諭

- ① 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さの呼びかけ
- ② 悩みを抱える生徒の相談窓口と関係職員への連絡・相談

(3) 生徒指導担当教員

- ① いじめの問題についての校内研修企画、職員会議や職員朝礼での報告など最新の情報提供を行い、教職員間の情報共有及び共通理解を図る
- ② 関係機関等を定期的に訪問することによる、情報交換や連携へ向けた取組

(4) 管理職

- ① 全校生徒が集まる機会に校長がいじめの問題について触れ、学校全体に対し「いじめは人間として絶対に許さない」という強い決意表明
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に対する主体的な企画立案
- ③ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などの企画立案
- ④ 生徒会総務などと連携し、いじめの問題に生徒自らが主体的に考え、実行できる取組の推進

2 早期発見のための措置

(1) 学級担任、副担任、教科担任等

- ① 常に生徒の見守りやコミュニケーションによる信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない意識の醸成

- ② 休憩時間・放課後に生徒との会話や日誌等を活用し、友人関係や家庭での悩み等の情報把握
- ③ 個人面談や家庭訪問の実施と、教育相談部との連携

(2) 教育相談担当教員、養護教諭

- ① 教育相談室、保健室を利用する生徒との会話の中などで、その様子に関心を持ち、普段との違いを感じたときは、内容を把握
- ② 定期的なアンケート調査やの計画的取組
- ③ 教育相談室、保健室の利用、電話相談窓口についての周知
- ④ 担任と連携したスクールカウンセラーの活用計画

(3) 生徒指導担当教員

- ① 休憩時間や昼休みの校内巡視、放課後の巡回等において、生徒の活動場所における異常の有無の確認

(4) 管理職

- ① 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制構築
- ② 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切にかつ無理がないように機能しているかの確認

3 いじめに対する措置

(1) 情報収集

① 全教職員

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、直ちに関係職員で情報の共有を行う
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取りを行い、いじめの正確な情報収集に努める
- ・ 聞き取りは、関係を持たない生徒の目に触れぬよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

② 「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）

- ・ 全ての教職員、生徒、保護者、地域住民、その他関係者からいじめの情報を集める

- ・ 得られた情報は確実に記録として残す
- ・ いじめの全体像把握を第一とし、一つの事象にとらわれ過ぎない

(2) 指導・支援体制を組む

① 「組織」

正確な実態把握に基づき、速やかに指導・支援体制を組む

(学級担任、副担任、教科担任等、教育相談担当教員、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

- ・ いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
- ・ その保護者への対応
- ・ 教育委員会や関係機関等への報告・連携
- ・ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為に対しての、早い段階からの的確の関わりと認識
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある場合、緊急の所轄警察署への通報と、適切に援助要請
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加えた「組織」での、より適切な対応

(3) 生徒への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

① いじめられた生徒に対応する教員

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

② いじめた生徒に対応する教員

- ・ いじめた生徒への指導に当たり、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、校長による懲戒の制度を活用するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保に努める
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの原因にも目を向ける

- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、その個人の興味・関心があるものに気持ちを持って行ける力を育む

③ 学級担任、副担任等

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を醸成する
- ・ いじめを「知っていた」「見て見ぬふりをしていた」生徒に対しても、自分の問題として認識させ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

④ 「組織」

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を構築しておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意と観察を行い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行えるようにする

(4) 保護者と連携する

学級担任を含む関係教員

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法と望ましい対応について話し合う
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する